

○監察関係事案の即報要領について

令和5年3月27日
道本監第5090号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
監察関係事案の即報要領については、これまで「監察関係事案の即報要領について」
(令元. 10. 1道本監第2246号。以下「旧通達」という。)に基づいて行ってきたところ
であるが、この度、即報対象事案等の見直しを行い、新たに別添のとおり「監察関
係事案の即報要領」を定め、令和5年4月1日から実施することとしたので、迅速か
つ適切な報告に努められたい。

なお、旧通達は、同日付で廃止する。

別添

監察関係事案の即報要領

第1 趣旨

この要領は、職員が当事者となった事案のうち、第4の事項に定める即報対象事
案（以下「即報事案」という。）を監察部門が把握し、その情報に基づいて関係部
門と連携の上、組織的に適切な対応をすることを目的とする。

第2 即報要領

1 所属の長への報告

- (1) 職員は、即報事案に関係したときは、直ちに、当該事案の内容を自所属の長
に報告するものとする。
- (2) 職員は、他の職員に係る即報事案を認知したときにおいても、組織的に適切
な対応をするため、前事項に準じて自所属の長に報告するよう努めなければな
らない。

2 警察本部監察官室長への報告

- (1) 所属の長は、1の(1)の事項による報告を受けたとき、又は自ら自所属の職員
に係る即報事案を認知したときは、直ちに、当該事案の内容を、警察本部監察
官室長に報告するものとする。
- (2) 札幌方面以外の方面の所属の長は、前事項による報告を行うときは、当該方
面本部の監察官室長を経由して行うものとする。
- (3) 当該事案が、北海道警察職員懲戒等取扱規程（昭和33年警察本部訓令甲第12
号）の定めるところによる規律違反に該当する場合、本報告をもって同規程第
4条の報告がなされたものとする。

3 警察本部長への報告

- (1) 警察本部監察官室長は、2の事項による報告があったときは、関係部門と連
携して、警察本部長に必要な報告をするものとする。
- (2) 方面本部の監察官室長は、(1)と同様に方面本部長に必要な報告をするもの
とする。

4 業務主管部門への通報

- (1) 所属の長は、2の事項による報告をした事案のうち、業務上のものに関して
は、当該事案に係る業務を主管する警察本部の部門（以下「業務主管部門」と
いう。）に対し、必要な報告を行うものとする。

(2) 警察本部監察官室長は、2の事項による報告があった事案については、業務
 主管部門に必要な通報をするものとする。

第3 報告の方法

第2の2の事項による報告は、電話で行うとともに、即報事案の内容に応じて別
 記様式を作成の上、これを北海道警察WANシステム等で送付するものとする。

第4 即報対象事案

監察関係即報対象事案	報告様式
1 拳銃の使用等の事案 拳銃の使用（職務執行に当たり、拳銃の使用が予想される場合において、あらかじめ拳銃を取り出しておくことは含まない。）、盲発等の事案	別記第1号様式
2 警棒等の使用により人に危害を与えた事案 警棒及び警じょうその他の特殊警戒用具の使用により人を死亡させ、又は負傷させた事案	
3 警察職員の公務中の死亡又は受傷の事案（4及び5の事項以外） (1) 公務中に職員が死亡した事案 (2) 公務中に職員が受傷した事案（術科訓練中の原因が明らかなものは除く。ただし、指導責任が疑われる場合は報告を要する。）	別記第2号様式
4 警察職員の交通事故・違反 (1) 公務中の交通事故（追跡に係る交通事故については5の事項とする。） (2) 職員が当事者となった私用中の人身事故 (3) 職員による無免許運転、酒酔い（酒気帯びを含む。）運転又は速度超過（反則行為を除く。）の交通違反	別記第3号様式
5 追跡に係る交通事故 警察車両又は警察用航空機（ヘリコプター）の追跡に伴う交通事故	別記第4号様式
6 警察職員の刑事被疑事件等 (1) 職員が犯罪の被疑者又は容疑者になると認められる事件 (2) 職員が物を損壊する等して人に損害を与えた事案	別記第5号様式
7 警察職員の自殺又は失踪の事案 職員が自殺（未遂を含む。）し、又は失踪したと認められる事案	
8 貸与品等の亡失、盗難、滅失等の事案 (1) 拳銃若しくは弾の亡失若しくは盗難又は拳銃の奪取（未遂を含む。）の事案 (2) 警察手帳、手錠、警棒、識別証、階級章等の亡失、盗難又は滅失の事案	

<ul style="list-style-type: none"> (3) 制服上衣、活動服、制帽、活動帽、制服用ワイシャツ、防寒服、雨衣等の亡失又は盗難の事案 (4) 無線機（受令機を含む。）の亡失又は盗難の事案 (5) 未使用の交通切符（交通反則切符及び点検切符を含む。）の亡失又は盗難の事案 (6) 公文書又は警察保管に係る拾得物若しくは証拠品の亡失、盗難、滅失又はき損の事案 	
<p>9 警察庁舎等の損壊等の事案</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 警察庁舎及び公宅（これらの附属建物を含む。）の損壊（自然災害によるものを除く。）又は火災の事案 (2) 警察の所有又は保管・管理に係る車両（船舶等を含む。）の盗難又は損傷の事案 	
<p>10 被疑者等の死傷又は逃走の事案</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 被疑者等（被告人を含む。以下同じ。）が留置、取調べ、護送、連行又は同行の途中において、自殺その他の原因により死亡し、又は負傷（異物えん下を含む。以下同じ。）した事案 (2) 警察において身柄拘束中の被疑者等が逃走した事案 (3) 被保護者が自殺その他の原因により死亡し、又は負傷した事案 	
<p>11 その他信用失墜事案等</p> <p>1 から10までの事項に掲げるもののほか、職員に係る規律違反及び警察に対する信頼を失墜すると認められる事案</p>	

第5 留意事項

即報事案以外のものであっても、他の規程等がある場合は、各規程等に基づき適切に処理するものとする。

※ 別記様式は省略